

《設置等の趣旨 資料目次》

資料番号	資料名	ページ
資料1	平成30年版厚生労働白書 第1部第4章（複雑化・多様化するニーズに対応した包括的な支援）	3
資料2	第3次周南市健康づくり計画（2020～2029）	5
資料3	関係機関からの新学部学科設置の要望書	8
資料4	国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	16
資料5	令和4年版厚生労働白書－社会保障を支える人材の確保－	17
資料6	第3期スポーツ基本計画	21
資料7	令和4年版高齢社会白書	27
資料8	第3期スポーツ基本計画参考データ集	31
資料9	健康運動指導士とは	35
資料10	部活動指導員の制度化について	36
資料11	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン	37
資料12	第3次周南市健康づくり計画	41
資料13	第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画	48
資料14	令和3年度周南市教育委員会の重点施策について	51
資料15	令和4年度高齢社会白書	53
資料16	医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ案（概要）	54
資料17	第8次医療計画、地域医療構想等について	55
資料18	保健師の人材確保・人材育成の体制整備に向けた統括保健師の役割保健師確保	56
資料19	地域保健行政の動向と保健師の役割	57
資料20	第7次山口県保健医療計画	58
資料21	令和3年度医療介護総合確保促進法に基づく山口県計画	62
資料22	「地域共生社会」の実現に向けて	63
資料23	『2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）』に基づくマンパワーのシミュレーション	66
資料24	第七次やまぐち高齢者プラン（令和3年度～5年度）	69
資料25	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	75
資料26	養成する人材像と3つのポリシーの相関図（スポーツ健康科学科）	77
資料27	カリキュラムマップ（スポーツ健康科学科）	78
資料28	看護学科が養成する人材像及び3つのポリシーの相関	79
資料29	カリキュラム・ポリシーと科目の相関（看護学科）	80
資料30	養成する人材像と3つのポリシーの相関図（福祉学科）	82
資料31	カリキュラムマップ（福祉学科）	83
資料32	カリキュラム・ポリシーと科目の相関（スポーツ健康科学科）	84
資料33	モデル・コア・カリキュラムとの整合性	87
資料34	カリキュラム・ポリシーと科目の相関（福祉学科）	136
資料35	履修モデル（スポーツ健康科学科）	139
資料36	履修モデル（看護学科・看護師課程）	140
資料37	履修モデル（看護学科・保健師課程）	141
資料38	履修モデル（福祉学科）	142
資料39	実習施設一覧（看護学科）	143
資料40	看護実習委託契約書（案）	145
資料41	実習施設における実習等の誠実な履行並びに個人情報等及び実習施設の法人機密情報の保護に関する誓約書（案）	149
資料42	看護学実習説明・協力依頼書（案）	150
資料43	看護学実習における学生受け持ち同意書（案）	151
資料44	看護学科実習委員会規程（案）	153
資料45	実習指導者連絡協議会	155

《設置等の趣旨 資料目次》

資料番号	資料名	ページ
資料46	看護学臨地実習要項（案）	157
資料47	各実習の教員配置	184
資料48	看護学臨地実習_実習スケジュール	224
資料49	ソーシャルワーク実習施設一覧	225
資料50	ソーシャルワーク実習の手引き（案）	226
資料51	ソーシャルワーク実習委託契約書（案）	261
資料52	個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書（案）	263
資料53	実習指導者の配置計画	264
資料54	実習評価表（案）	265
資料55	キャリア形成活動評価表（案）	267
資料56	実習施設一覧（キャリア形成活動Ⅰ）	268
資料57	実習施設一覧（福祉学科）	269
資料58	地域福祉キャリア形成活動評価表（案）	271
資料59	教育課程と指定規則との対比表	272
資料60	選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表（スポーツ健康科学科）	274
資料61	選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表（看護学科）	275
資料62	選抜方法とアドミッション・ポリシーの相関表（福祉学科）	276
資料63	選抜方法一覧（スポーツ健康科学科）	277
資料64	選抜方法一覧（看護学科）	279
資料65	選抜方法一覧（福祉学科）	280
資料66	公立大学法人周南公立大学職員就業規則	281
資料67	公立大学法人周南公立大学職員の定年の特例に関する規程	311
資料68	令和9（2027）年度 全学部学科時間割	312
資料69	令和9（2027）年度 人間健康科学部看護学科時間割	318
資料70	令和9（2027）年度 人間健康科学部福祉学科時間割	322
資料71	学術雑誌等の一覧（スポーツ健康科学科）	323
資料72	学術雑誌等の一覧（看護学科）	324
資料73	学術雑誌等の一覧（福祉学科）	326
資料74	カリキュラムマップ（看護学科）	327

第4章 包摂と多様性がもたらす持続的な社会の発展に向けて

第1節 一億総活躍社会の実現

1 ニッポン一億総活躍プラン

(あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会の実現)

2016（平成28）年6月2日に、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すため、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。

同プランでは、少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっているとし、少子高齢化という構造的な課題に取り組み、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが包摂され活躍できる社会「一億総活躍社会」の実現を目指すとした。

一億総活躍社会とは、「成長と分配の好循環」を生み出していく新たな経済社会システムの提案である。すなわち、全ての人が包摂される社会、一億総活躍社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。さらに、一人一人の多様な能力が十分に発揮され、多様性が認められる社会を実現できれば、新たな着想によるイノベーションの創出を通じて、生産性が向上し、経済成長を加速することが期待される。このように、「ニッポン一億総活躍プラン」では、アベノミクス（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）による成長の果実を活用して、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという新たな経済社会システム作りに挑戦するという「成長と分配の好循環」メカニズムを提示している（[図表4-1-1](#)）。

誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、「ニッポン一億総活躍プラン」では、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という新たな3本の矢を掲げているが、その中で特に本白書のテーマと関わりが深いのは「安心につながる社会保障」に向けた取組みの「健康寿命の延伸」、「障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援」及び「地域共生社会の実現」である（[図表4-1-2](#)）。

2 働き方改革

(働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を目指して)

一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジが、働き方改革である。政府は、2017（平成29）年3月28日に「働き方改革実行計画」を働き方改革実現会議において決定した。

我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な問題に加え、イノベーションの欠如による生産性向上の低迷、革新的技術への投資不足がある。日本経済の再生を実現するためには、投資やイノベーションの促進を通じた付

者雇用や治療と仕事の両立支援などの取組みを実施する上で、組織のトップによる意識改革の実行で組織内の機運を醸成することも有効である。

企業における意識改革や受け入れ体制の整備などを進めるため、国では、2で記載した事例の収集・分析・展開などの各支援施策に取り組んでいくこととしている。

(複雑化・多様化するニーズに対応した包括的な支援)

昨今では、様々な分野の問題が絡み合って複雑化したり、世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況が見られる。高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯（いわゆる「8050問題」*4）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯などの複合的な支援を必要とする人や世帯が見られる。このほか、障害や病気を有する家族やひきこもり状態にある家族を支える家族自身も、高齢化などにより課題を抱えているといった状況も見られる。

このような個人や世帯が抱える課題の複雑化・多様化に対しては、住民にとって最も身近な行政主体である市町村において、多機関の協働による包括的・総合的な相談体制の構築を進めている。改正後の社会福祉法では、地域子育て支援拠点、母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく利用者支援事業の実施事業所などの福祉の各分野における相談支援事業者が、利用者からの相談を通じて、利用者自身とその利用者の属する世帯が抱える生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な機関につないでいくことを努力義務としている。また、相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備などを通じて、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされ、これに加えて、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む自治体を支援する事業を実施している。

また、このような地域包括支援体制を確保していく上で、専門職の役割が重要となる。これまで保健医療福祉の対人支援を担う専門職は、それぞれの専門的資質を高める観点から専門分化された養成課程により養成されてきた。しかし、住民とともに地域のコミュニティをつくっていく、本人に寄り添いながら伴走型の支援を提供する、世帯単位で複合化・複雑化した課題に対応する、といった機能を果たしていくためには、これまでの専門分化された養成の仕組みだけでは十分とは言えない。また、保健医療福祉の中での人材移動を円滑にし、汎用性の高い多様な人材の育成を行うという視点も重要である。このため、専門性の確保に配慮しつつ、保健医療福祉の各資格に共通する基礎的な知識や素養を身につけ地域包括支援体制を担うことのできる専門人材を育成するため、保健医療福祉の共通基礎課程の創設に向けた検討を進めている。共通基礎課程創設までの間の当面の措置として、2018（平成30）年度から福祉系国家資格を持つ者への保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除の措置を講じている*5。

*4 平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における中高年ひきこもり者とその家族への効果的な支援に関する研究報告書」（平成29年3月31日 一般社団法人インクルージョンネットかながわ）によると、80歳代の親と50歳代の無業のひきこもり者が同一世帯で生活していることを「8050問題」と呼んでいる。

*5 福祉系国家資格所有者（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）が保育士試験を受験する際に、全9科目のうち3科目（社会福祉、児童家庭福祉、社会的養護）の受験を免除する、介護福祉養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、必修科目のうち6科目（10単位）の履修免除を行うなどの措置を講じている。



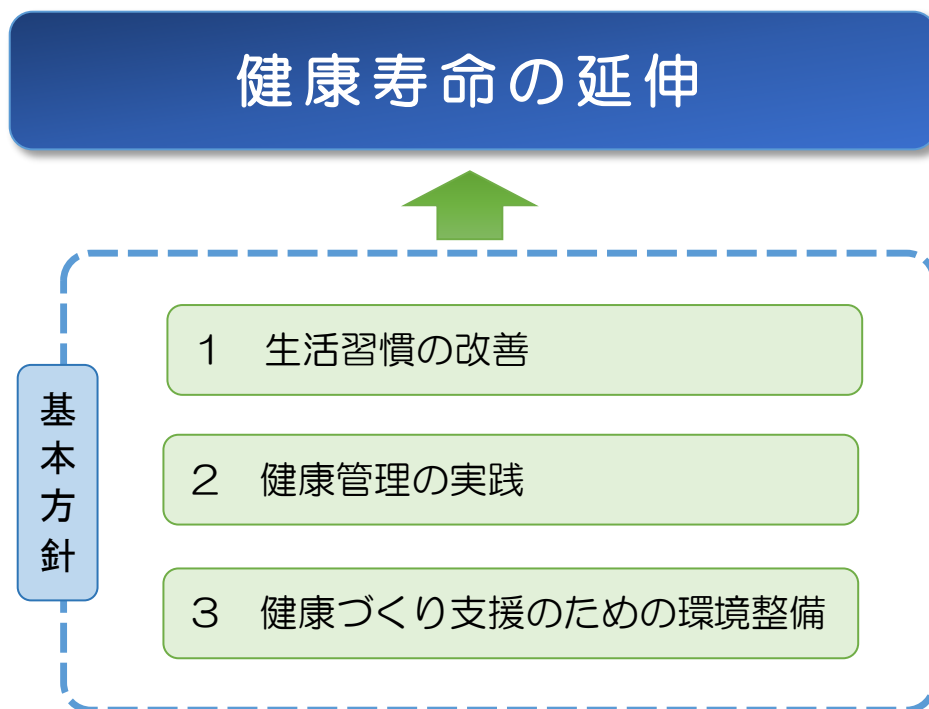
第 3 章

健康づくりの目標と取組 (健康づくり計画)

1 健康づくりの基本的な考え方

(1) 健康づくり計画の目標と基本方針

【健康づくり計画がめざすもの】



前計画期間中の取組により、市民の健康意識が着実に高まりつつある一方で、前計画策定時に抽出された本市の健康課題の多くは、現在も残っています。本計画においても、引き続き「ヘルスプロモーション」の考え方にに基づき、これら健康課題の解消を図り、健康寿命の延伸の実現をめざします。

本市では、前計画期間中、企業、事業所、関係団体等と連携し、いつでも、どこでも、だれでも気軽に取り組める健康づくり「しゅうなんスマートライフチャレンジ」に取り組み、一定の成果を上げることができました。具体的なチャレンジメニューは、社会の情勢変化等に伴い、必要に応じて見直すこととなりますが、本計画期間中においても、この取組を本市における健康づくりの主要事業と位置づけ、継続することとします。

なお、現状と課題の整理及びそれに対する具体的な取組の設定にあたっては、健康づくりの6つの分野（①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③こころの健康と休養 ④歯・口腔 ⑤たばこ・飲酒 ⑥健康管理）ごとに整理し、生涯を通じた健康づくりを支援します。

(2) 健康づくり計画の体系



※しゅうなんスマートライフチャレンジとは、国が推進する健康寿命を延ばす国民運動「スマートライフプロジェクト」の一環として、市民が自発的かつ積極的に健康の維持増進に取り組めることを目的とし、地域、企業、関係団体等と連携して進める「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に取り組める健康づくりチャレンジです。

下松企第 1 1 8 号

令和 5 年 1 月 1 3 日

公立大学法人 周南公立大学

理事長 高田 隆 様

下松市長 國井 益雄



周南公立大学の学部学科改組について

新春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から本市の市政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、豊かな自然や快適な環境を背景に、これまで製造業の事業拡大による設備投資や企業立地等による雇用の創出、持続可能な地域づくりやコンパクトなまちづくりに向けた社会インフラの整備等、「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち」の実現に向け、下松市総合計画を柱とした施策を着実に進めております。

また、昨年 8 月には、貴学との包括連携協定を締結し、知的・人的資源の活用や幅広い分野での連携・協力を通じて、相互発展、人材育成、地域の振興など、本市の最も重要な施策の 1 つに掲げる「産官民による魅力あるまちづくりの推進」につながる効果的な取組を共に展開していくこととしたところであります。

このような中、貴学におかれましては、令和 6 年度に現在の学部学科を再編し、経済経営学部（経済経営学科）、人間健康科学部（スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科）、情報科学部（情報科学科）の 3 学部 5 学科へと改組する構想を打ち出されています。

このことは、周南地域における DX の推進、地域医療の発展及び健康福祉のまちづくり等を通じて、「知の拠点」として地域貢献をより高めていく取組であり、産学官連携により地域課題の解決に向け、大きく寄与していただけるものと考えるとともに、若い世代の地域への定着、地域人材の育成など人づくりの好循環につながるものと期待しております。

つきましては、貴学における学部学科改組の構想の趣旨に賛同するとともに、本市の課題解決の観点からも、ぜひとも実現していただきますようお願いいたします。

光企第253号

令和5年1月16日

公立大学法人周南公立大学

理事長 高田 隆 様

光市長 市川



周南公立大学の学部学科の改組について

新春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から本市の市政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、「第3次光市総合計画」に基づき、市民力や地域力の源となる様々な「つながり」をキーワードに、誰もが笑顔で心豊かに暮らし続けることができる「ゆたかな社会」の実現に向けたまちづくりを進めています。

また、昨年8月には、貴学との包括連携協定を締結し、地域課題や人材育成、産業振興等の幅広い分野において、相互に連携を深めているところであります。

こうした中、貴学におかれましては、令和6年度の学部学科改編を目指し、経済経営学部（経済経営学科）、人間健康科学部（スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科）、情報科学部（情報科学科）の3学部5学科へと改組する構想を打ち出されています。

本構想の実現により、健康、福祉、スポーツ、医療看護、情報など多分野における充実した教育研究、また産学官をはじめとした幅広い地域連携によって、周南地域の発展が期待され、地元企業への就職や若者によるにぎわいづくりなど、地域に多様な「つながり」を生み出し、本市が目指す「ゆたかな社会」の実現に大きく寄与するものと考えられます。

つきましては、貴学における学部学科改組の構想の趣旨に賛同するとともに、本市の課題解決の観点からも、ぜひとも実現していただきますようお願いいたします。

山看協総務第89号
令和4年12月8日

公立大学法人 周南公立大学
理事長 高田 隆 様

公益社団法人山口県看護協会
会長 西生敏 代



周南公立大学における人間健康科学部看護学科設置について（要望書）

本協会は、看護職能団体として「生きるを、ともに、つくる。」（日本看護協会タグライン）の役割を果たすべく、社会変革に対応し地域の皆様が安心して、その人らしい生活を営む社会の一助となれるよう、「全世代を対象とした地域における看護力の強化と連携」、「看護職の就業と定着の促進」、「看護の質の向上とキャリア形成の促進」、「組織力の強化」、「地域における健康危機管理体制の強化」を5つの重点方針として定め、様々な取組を進めております。

貴学におかれましては、地域貢献大学としての役割を果たすべく、前身の徳山大学を公立化し、本年度より周南公立大学として新たな船出をされ、さらには、令和6年度には、人間健康科学部看護学科の設置を構想されております。

本協会の取組のさらなる推進においても、山口県東部において初となる4年制の看護師養成機関の開設に期待をしており、貴学看護学科のミッションとなる、豊かな人間性や高い倫理観、幅広い教養、そして、高度な知識と実践力を有する人材育成、また、開かれた大学としての地域連携、教育・研究成果の還元を通じて、地域の健康・医療・福祉の向上に寄与されるものと考えております。

つきましては、貴学の人間健康科学部看護学科の設置構想の趣旨に賛同するとともに、令和6年度での確実な設置を要望いたします。

周南社協業発第186号
令和4年12月2日

公立大学法人 周南公立大学
理事長 高田 隆 様

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会
会長 佐原 昌 弘



周南公立大学人間健康科学部福祉学科の設置について（要望書）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会におきましては、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行っております。

貴学におかれましては、より高度な福祉人材の養成をめざし、令和6年度に福祉情報学部人間コミュニケーション学科を人間健康科学部福祉学科へと学部学科の改組を行うための準備を進められておられます。

山口県東部唯一の4年制大学、また、地域の「知の拠点」として、これまで以上に充実した教育研究環境の中、地域のwell-beingを高めるため、複雑化・多様化する福祉現場において、関係機関との連携、他業種との連携を図り、ソーシャルワーク能力を発揮できる人材を輩出していただけることと、大いに期待を寄せているところです。

つきましては、貴学とのより緊密な連携体制を構築してまいりたいと考えていることから、貴学の人間健康科学部福祉学科の設置に賛同するとともに、早期の実現を要望いたします。

周体協令和4第94号

令和4年12月 8日

公立大学法人 周南公立大学

理事長 高田 隆 様

公益財団法人 周南市体育協会

会長 黒神 直 大



人間健康科学部スポーツ健康科学科の設置について（要望書）

本協会は、周南市民のスポーツの統一組織として、市民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的としており、その達成に向け、幅広い事業活動に取り組んでいます。

貴大学におかれましては、当協会加盟の「学生スポーツ連盟」を徳山工業高等専門学校と共に形成され、産学官の連携に力を注ぎ、医学的・保健衛生学的な基礎知識と幅広い教養を備え、スポーツをレクリエーション、介護予防など様々な角度から捉えながら、健康で幸福な人と地域社会の創造に貢献する人材を育成するため、令和6年度に、人間健康科学部スポーツ健康科学科の設置を目指されています。

このことは、本協会の取組のさらなる推進をはじめ、「スポーツそのものが有する価値（Well-being）」や「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めることを目的としたスポーツ庁の『第3期スポーツ基本計画』や、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを基本理念とした『周南市スポーツ推進計画』の様々な取組に寄与できるものと考えています。

また、同学部には、看護学科と福祉学科の設置も構想され、各種団体・機関との緊密な連携や多職種連携による、スポーツ環境の充実等にも期待をしています。

つきましては、貴大学の人間健康科学部スポーツ健康科学科の設置の趣旨に賛同するとともに、令和6年度での設置を要望いたします。

令和4年12月15日

公立大学法人 周南公立大学

理事長 高田 隆 様

新南陽商工会議所

会 頭 赤坂 徳靖



周南公立大学における学部学科の改組について（要望書）

近年、地方における人口減少、経済の衰退が顕著となっており、地域の特色を生かしたまちづくり、地方創生が今まさに求められています。

そのような中、文部科学省が設置する教育未来創造会議においては、我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について議論されており、高等教育機関の教育力・研究力を活用したまちづくりの必要性は今後ますます高まるものと考えています。

周南公立大学におかれましては、地域住民や産業界からのニーズを踏まえ、現在の経済学部（現代経済学科、ビジネス戦略学科）と福祉情報学部（人間コミュニケーション学科）の2学部3学科を、令和6年度より、経済経営学部（経済経営学科）、人間健康科学部（スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科）、情報科学部（情報科学科）の3学部5学科へと改組する構想を打ち出されています。

人生100年時代やデジタル社会の到来といった「変化する時代」に対応し、地域社会や企業経営の課題解決、健康寿命の延伸、看護人材の養成、地域福祉の向上、地域のDX化など、地域貢献大学としての役割を推進するための構想であり、地域の商工業の発展、地域活性化、また、若者によるさらなる賑わいの創出、地元定着を図る上でも大きな期待を寄せているところです。

また、地域の「知の拠点」として、シンクタンク機能を発揮し、幅広く市民が各学科

における専門的な学びを享受できるリカレント教育の充実や、企業団体への研究成果や知見の提供等にも、活発に取り組んでいただきたいと考えています。

つきましては、周南公立大学の令和6年度における学部学科改組の構想に賛同するとともに、令和6年度での確実な実現を要望いたします。

令和5年1月20日

公立大学法人周南公立大学

理事長 高田 隆 様

周南公立大学新学部・新学科の創設について（要望）

公立大学法人周南公立大学におかれましては、令和4年4月に「地域に輝く大学」を目指し開学され、まちづくりの中核となる大学としての役割を果たすため、日々努力を続けておられますことは、地元経済界にとりましても大変心強く、敬意を表する次第でございます。

現在、周南地域は、人口減少と若者の県外流出を抑制し、若者の地元定住と都市部からの移住促進を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況下において、周南公立大学の存在はまさに「地域の宝」であり、さらなる飛躍に向け、現在の2学部3学科から2024年4月には経済経営学部、情報科学部、人間健康科学部の3学部、経済経営学科、情報科学科、スポーツ健康科学科、看護学科、福祉学科の5学科への改編が実現すれば、地域課題の解決に多大なる貢献をもたらすことは必至であると確信いたしております。

新学部・新学科の創設は、若者が地元の大学に進学できるだけでなく、都市部からの学生による雇用創出や学卒者の地元定着率の向上、さらには、大学との協働による教育・研究活動や教職員・学生との接点から生まれる社会的・経済的効果が期待でき、大学を核とした地域の活性化につながります。

また、地域産業の振興を担い、社会的な課題解決に貢献できる人材を輩出するなど、地域でグローバルな視点を持った人材が活躍することが期待されます。

さらに、当地域に今後の時代を担う人材の育成の拠点となる学部・学科が設置されることは、まちづくりや地域産業を担う高度な人材育成にも寄与し、大きな意味を持つものと考えます。

徳山商工会議所は、周南公立大学の新学部・新学科創設に向けた活動を全面的に賛同するとともに、創設に向けて早急に取り組まれることを強く要望いたします。

徳山商工会議所

会頭 原田 康宏



○厚生労働省告示第四百三十号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第百九十五号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防及び管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

令和4年版

厚生労働白書

(令和3年度厚生労働行政年次報告)

— 社会保障を支える人材の確保 —

厚生労働省

(7) がん患者の治療と仕事の両立の推進

がん医療の進歩により、がんは長く付き合う病気となり、がん患者・経験者が、働きながらがん治療を受けられる可能性が高まっている。このため、がんになっても自分らしく生き活きと働き、安心して暮らせる社会の構築が重要となっている。2016（平成28）年2月には、企業における治療と仕事の両立支援の取組みを促進するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定した（2022（令和4）年3月改訂）。第三期の基本計画においても、がん患者の就労支援を含む「がんとの共生」を柱の一つとして位置づけ、引き続き、がん患者などの就労を含めた社会的な問題について取り組むこととしている。2017（平成29）年度に、患者自身や就労支援に携わる者が、がん患者などのおかれた事情を総合的に把握するためのツールとして、「治療と仕事両立プラン」を開発し、2018（平成30）年度より、そのプランを活用した就労支援を行う「がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業」を実施した。同モデル事業のノウハウを各地に広めていけるよう、関係者・機関と有機的な連携の下、「がん患者の就労に関する総合支援事業」などの取組みにより、がん患者の就労支援を一層推進していく。

(8) がん研究の推進

がん研究は、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣の3大臣確認の下、2014（平成26）年3月に「がん研究10か年戦略」を基軸として、健康・医療戦略に基づく医療分野の研究開発に関する方針を踏まえ、がんの根治を目指した治療法の開発に加え、がん患者とその家族のニーズに応じた苦痛の軽減や、がんの予防と早期発見、がんとの共生といった観点を重視して推進している。また、「ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト」として、「がん研究10か年戦略」に基づき、基礎研究の有望な成果を臨床研究などへ導出し、がん医療の実用化を加速させてきた。2019（平成31）年1月より、「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議」を開催し、これまでのがん研究の評価や今後のあるべき方向性などを議論し、同年4月に「「がん研究10か年戦略」の推進に関する報告書（中間評価）」を取りまとめた。本中間評価に基づき、科学技術の進展や臨床ニーズに見合った研究を推進していく。

2 国民健康づくり運動の展開

がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの生活習慣病は、日本人の死因の約5割を占めるなど、日本人の健康にとって大きな課題となっている。また、死亡のリスク要因を見てみると、喫煙などの個人の生活習慣と、これらと関係する高血圧、高血糖などが上位となっている（図表8-4-2）。厚生労働省では、2000（平成12）年から生活習慣の改善などに関する目標を盛り込んだ「21世紀における国民健康づくり運動」（「健康日本21」）を開始し、一次予防の観点を重視しながら健康増進を図るための国民運動を進めてきた。その間、2003（平成15）年には、健康増進法が施行され、2011（平成23）年からは、幅広い企業連携を主体とした取組みとして「スマート・ライフ・プロジェクト」を開始するなど、様々な取組みを進めてきた。「スマート・ライフ・プロジェクト」に取り組む企業・団体・自治体数は420団体（2012（平成24）年）から6,853団体（2022（令和4）年3月）に増加しており、引き続き参加団体の増加に対する

取組みを推進していく。2013（平成25）年度からは、「健康日本21」の取組み結果などを踏まえて、「健康日本21（第二次）」を開始し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標として掲げた。健康寿命とは「日常生活に制限のない期間の平均」の値を国民生活基礎調査と生命表を用いて推計したものであり、「健康日本21（第二次）」では、今後延伸が予想される平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目標として掲げている。2010（平成22）年の健康寿命は男性70.42年、女性73.62年であるが、直近の2019（令和元）年では男性72.68年、女性75.38年となっており、男性で2.26年、女性で1.76年延伸している。これは同期間中の平均寿命の伸び（男性で1.86年（79.55年→81.41年）、女性で1.15年（86.30年→87.45年））を上回るものとなっており、引き続き国民の健康づくりに資する取組みを続けていく。

近年、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDなどを非感染性疾患（Non Communicable Diseases：NCDs）という概念で一括りにとらえ、包括的な社会政策として取り組むことが国際的な潮流となっている。これは、NCDsの発症や重症化は、個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいいため、地域、職場等における環境要因や経済的要因等の幅広い視点から、社会政策として包括的に健康対策に取り組む必要があるという考えに基づくものである。「健康日本21（第二次）」の推進に当たっては、こうした視点に立った対応が求められる。

非感染性疾患対策の重要性が増大していることや、近年の地域保健を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、2012年に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を改正し、地域のソーシャルキャピタル（信頼、社会規範、ネットワークといった社会関係資本等）を活用して、住民による自助及び共助への支援の推進や地域の特性をいかした健康なまちづくりの推進を図るなど、地域保健対策の推進の基本的な方向性や重要事項を改めて示すとともに、2013（平成25）年に「地域における保健師の保健活動に関する指針」を改正し、地域保健を担う行政保健師が保健活動を行う上で留意すべき事項を示した。本指針において、各自治体は体系的な人材育成を図ることとされており、2016（平成28）年3月、「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会最終とりまとめ」で自治体における保健師の人材育成体制構築に向けた推進策が示された。これらを踏まえて、自治体保健師の更なる資質向上及び人材育成体制の構築を推進している。

熱中症予防については、熱中症対策推進会議において、4～9月を熱中症予防強化のためのキャンペーン期間と定め、7・8月に留まらずに時期に応じた適切な呼びかけを行うこととしている。

理栄養士等の確保や継続的に人材を供給できる体制の整備を進めている。さらに、がん、腎臓病、摂食嚥下、在宅等、特定の領域別に特化した知識・技術を深めた管理栄養士を育成するため、管理栄養士専門分野別人材育成事業を実施している。

(2) 身体活動

身体活動（生活活動・運動）には、生活習慣病に至るリスクを下げる効果があるため、厚生労働省では、2006（平成18）年に「健康づくりのための運動基準2006～身体活動・運動・体力～報告書」（以下「旧基準」という。）と「健康づくりのための運動指針2006～生活習慣病予防のために～〈エクササイズガイド2006〉」を策定し、これらを活用して身体活動・運動に関する普及啓発等に取り組んできた。

2013（平成25）年度から開始した「健康日本21（第二次）」では、①日常生活における歩数の増加、②運動習慣者の割合の増加、③住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加、についての具体的な数値目標を設定している。上記の旧基準等の策定から6年以上経過し、身体活動に関する新たな科学的知見が蓄積されてきたこと、国民の歩数の減少等が指摘されており、身体活動の重要性について普及啓発を一層推進する必要があること等を踏まえ、「健康日本21（第二次）」の始期に合わせて旧基準の改定を行い、「健康づくりのための身体活動基準2013」を策定した。

旧基準と異なる主な点は、①身体活動全体に着目することの重要性が国内外で高まっていることから、「運動基準」から「身体活動基準」に名称を改めたこと、②身体活動の増加でリスクを低減できるものとして、従来の糖尿病・循環器疾患等に加え、がん、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）及び認知症が含まれることを明示したこと、③子どもから高齢者までライフステージに応じた基準を検討し、科学的根拠があるものについて基準を定めたこと、④保健指導の現場で生活習慣病予備群の方々にも安全に運動指導を行っていただけるよう、保健指導の一環として運動指導を検討する際の具体的な手順を示したこと、⑤身体活動を推進するための社会環境整備を重視し、まちづくりや職場づくりにおける保健事業の活用例を紹介したことである。

また、新たな基準の内容を、指針として国民にわかりやすく伝えるため、親しみやすいパンフレットを作成し、自治体や団体、個人でカスタマイズして自由に印刷・配布できる電子媒体で提供することとした（図表8-4-4）。

これらにより、身体活動に関する普及啓発を推進し、「健康日本21（第二次）」の目標達成に向けて取り組んでいくこととしている。

スポーツ基本計画

令和4年3月25日
文部科学省

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第3章では、第1章・第2章に掲げた施策も含めて、スポーツ庁として今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策群について、それぞれ「政策目標」を掲げた上で、「現状」を分析し、「今後の施策目標」「具体的施策」を以下のとおりとする。

まず、スポーツの振興を図るための施策として(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、(2)「スポーツ界におけるDXの推進」、(3)「国際競技力の向上」、(4)「スポーツの国際交流・協力」を提示する。

次に、スポーツによる社会活性化・社会課題の解決を図るための施策として、(5)「スポーツによる健康増進」、(6)「スポーツの成長産業化」、(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」、(8)「スポーツを通じた共生社会の実現」を提示する。

最後に、上記の施策を実現するための必要となる基盤や体制を確保するための施策として、(9)「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」、(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」、(11)「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」、(12)「スポーツ・インテグリティの確保」を提示する。

(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

【政策目標】

国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築する。

① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

[現状]

- ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率は56.4%（障害者は31.0%）（令和3年度）であり、成人のスポーツ非実施者（過去1年間に1度もスポーツを実施していない者）の割合は18.0%（障害者は41.3%）（令和3年度）である。
- ・ 成人の1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している者の割合（令和元年度）は男性が33.4%、女性が25.1%である²⁸。
- ・ スポーツを行う理由は、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、運動不足を感じるから等様々であり、スポーツ実施を阻害する要因は、仕事や家事が忙しいから、面倒くさいから、年をとったから等世代によって異なる。

[今後の施策目標]

²⁸ （出典）厚生労働省：国民健康・栄養調査報告

[今後の施策目標]

- ✓ 東京大会における知見・経験をレガシーとして生かしつつ、アスリートと児童生徒との交流など、スポーツを通じて展開される特色ある教育活動を推進する。
- ✓ アーカイブ化・ネットワーク化を推進し、貴重なスポーツ資料の散逸・劣化を防ぐとともに、アーカイブ化・ネットワーク化を通じて広く二次利用を可能とする。

[具体的施策]

- ア 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえた指導が継続的になされるよう取り組む。具体的には、JOC・JPC・大学・地方公共団体等の関係機関と連携を図り、オリ・パラ教育等の様々なスポーツを通じて展開される特色ある教育活動を支援するとともに、多様な事例の収集・情報提供を行う。
- イ 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、必要に応じてJOC・JPCや企業等の取組も活用し、様々な競技のアスリートと児童生徒との交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供するよう努める。
- ウ JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、国立国会図書館が運用するデジタル・アーカイブのプラットフォームである「JAPAN SEARCH」等との連携を視野に入れた形で、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。

(5) スポーツによる健康増進

【政策目標】

地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本21」⁴⁸に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。

① 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進

[現状]

- ・ スポーツによる健康増進に関するエビデンスが蓄積されてきているが、それらをまとめ、活用するための体制が整備されていない。
- ・ 健康診断においては有所見でも自己認識としては健康と認識している人も多い現状が見られるが、健康であると自己認識している人については、健康のためにスポーツを

⁴⁸ 健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）」のこと。国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めている。

しようと思う人は少ないとの指摘がある⁴⁹。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等についての科学的知見を蓄積し、蓄積された科学的知見の普及・活用を通じてスポーツを通じた健康増進を図る。
- ✓ 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合の増加を目指す。(再掲)

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態（住民の特性・施設の整備状況等）に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。
 - イ 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援し、これらの科学的根拠をまとめる体制を構築するとともに、地方公共団体やスポーツ関係団体に対し、まとめた科学的根拠を分かりやすい情報にし、普及啓発する。
 - ウ 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、民間事業者、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、スポーツによる健康づくり、コンディショニングの方法、栄養・休養の取り方や厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準・身体活動指針」等の健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。
- ※本項にも位置付けられる既出施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」エ(P.29)

② 医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進

[現状]

- ・ 国民医療費が年間40兆円を越える規模となり、高齢化等によりその更なる拡大が予想される中、スポーツによる医療費抑制に係る研究成果は数多く報告されており、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっている。
- ・ スポーツによる健康増進の効果についての各種事業における好事例等の成果物の活用や効果的な情報発信、好事例の横展開が不足している。
- ・ 健康のためのスポーツ促進に当たって、医療・介護とスポーツの連携や教育・福祉関係部局・地方行政との連携に課題がある。
- ・ 年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向があ

⁴⁹ 自分の健康状態について「健康」「どちらかといえば健康」と回答する人の割合：約80%（令和3年度「スポーツ実施状況等に関する世論調査」）、健康診断（職域）における有所見率：約55%（平成30年 労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果より）

る。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする耐糖能異常、脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加している（再掲）

[今後の施策目標]

- ✓ 地域において科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化を促進することで、住民の健康増進を図る。
- ✓ 教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護とスポーツの連携を促進し、医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築する。
- ✓ 従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者の増加により、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ、医療関係団体、民間事業者等に対し、これまで運動が禁忌とされていた患者でもスポーツの実施により予後が良好になると認められる場合が増えてきたことも踏まえ、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等についての情報を共有し、普及啓発活動を行えるよう、支援する。
- イ 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。
- ウ 国は、地方公共団体や民間事業者が行った健康増進に資する取組をまとめ、好事例の横展開を図るとともに、地方公共団体や民間事業者が施策の助言を受けられる機会を提供する。
- エ 国は、（公社）日本医師会の協力を得て、医師が作成する運動処方の情報に基づき、地域の運動・スポーツ教室、スポーツクラブ等において適切なプログラムが提供され、安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる環境の整備を支援する。また、医師が安心して高齢者に運動・スポーツを推奨できるよう、運動・スポーツ施設の特徴等の見える化⁵⁰を促進する。
- オ 国は、地方公共団体が行う介護とスポーツの連携を促進する事例の創出を支援するとともに、運動処方の情報から安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践するためのプログラム作成ができる指導者等の専門家の養成を支援する。
- カ 民間事業者は、職域健診の結果に基づく事後措置や特定保健指導等において、医師、保健師等から従業員やその家族に対し、スポーツの実施を通じた健康保持増進につい

⁵⁰ 例えば、各運動・スポーツ施設にはどのような指導者が在籍していて、またどのようなプログラムや設備が整っているのかを情報として見える化することが考えられる。

て必要な指導を行う。国は、民間事業者や保険者等と連携し、従業員に自らの体力の現状を把握させ、スポーツ実施を通じた健康保持増進の必要性に関する気づきを与えられるよう、健康診断等の際に体力テストを併せて行う等の取組を検討する。

キ 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。

※本項にも位置付けられる既述施策：(1)「① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出」イ(P.29)、「③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上」キ(P.35)

(6) スポーツの成長産業化

【政策目標】

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5兆円を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。

[現状]

- ・ 日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）やジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）等の地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつある。
- ・ 第2期計画でスポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円とする目標を掲げており、統計数値が利用可能な直近のデータである2018年までは約9兆円と順調に推移。しかし、その後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けている可能性がある。

[今後の施策目標]

- ✓ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたスポーツ産業を再び活性化させるとともに、成長産業化への道筋を明確なものとする。

[具体的施策]

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする2025年までの20拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

2 健康・福祉

(1) 健康

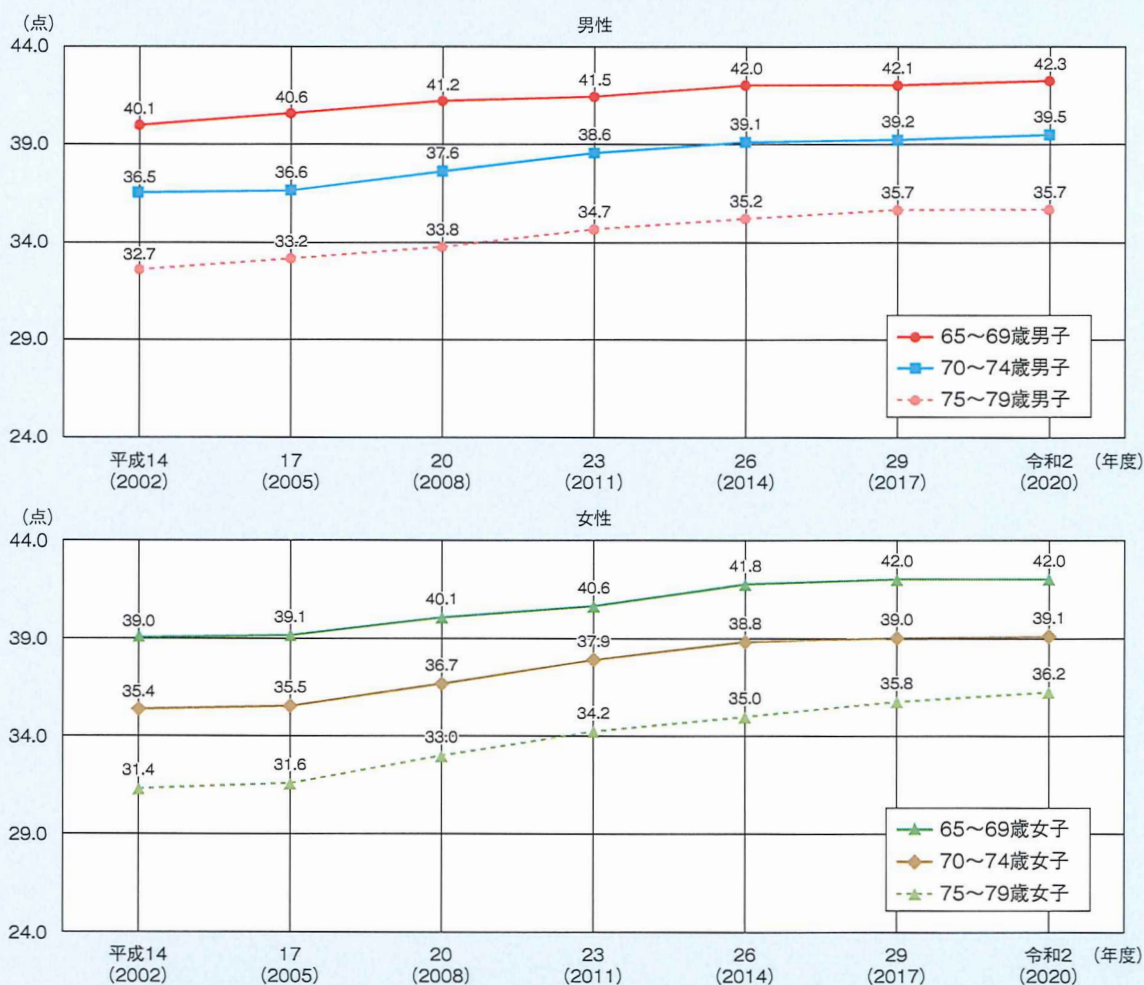
ア 65歳以上の者の新体力テストの合計点は向上傾向

令和2年度の65～69歳の男女、70～74歳の男女、75～79歳の男女の新体力テスト（握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行）の合計点は、それぞれ平成23年の合計点を上回っている（図1-2-2-1）。

イ 健康寿命は延伸し、平均寿命と比較しても伸びが大きい

日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和元年時点で男性が72.68年、女性が75.38年となっており、それぞれ平成22年と比べて延びている（平成22年→令和元年：男性2.26年、女性1.76年）。さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸び（平成22年→令和元年：男性1.86年、女性1.15年）を上回っている（図1-2-2-2）。

図1-2-2-1 新体力テストの合計点



資料：スポーツ庁「体力・運動能力調査」

(注1) 図は、3点移動平均法を用いて平滑化してある。

(注2) 合計点は、新体力テスト実施要項の「項目別得点表」による。得点基準は、男女により異なる。

(注3) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため実施時期や標本数等が異なる。

ウ 75歳以上の運動習慣のある者の割合は、男性46.9%、女性37.8%で、男性の割合が高い

運動習慣のある者の割合（令和元年）を見ると、65～74歳で男性38.0%、女性31.1%、75歳以上で男性46.9%、女性37.8%と男性の割合が女性よりも高くなっている。また、男性、女性いずれも、それぞれの20～64歳の23.5%、16.9%と比べ高い水準となっている（図1-2-2-3）。

エ 65歳以上の者の死因は「悪性新生物（がん）」が最も多い

65歳以上の者の死因別の死亡率（令和2年の65歳以上人口10万人当たりの死亡数）を見ると、「悪性新生物（がん）」が927.6と最も高く、次いで、「心疾患（高血圧性を除く）」が532.6、「老衰」が369.4の順になっている（図1-2-2-4）。

図1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移

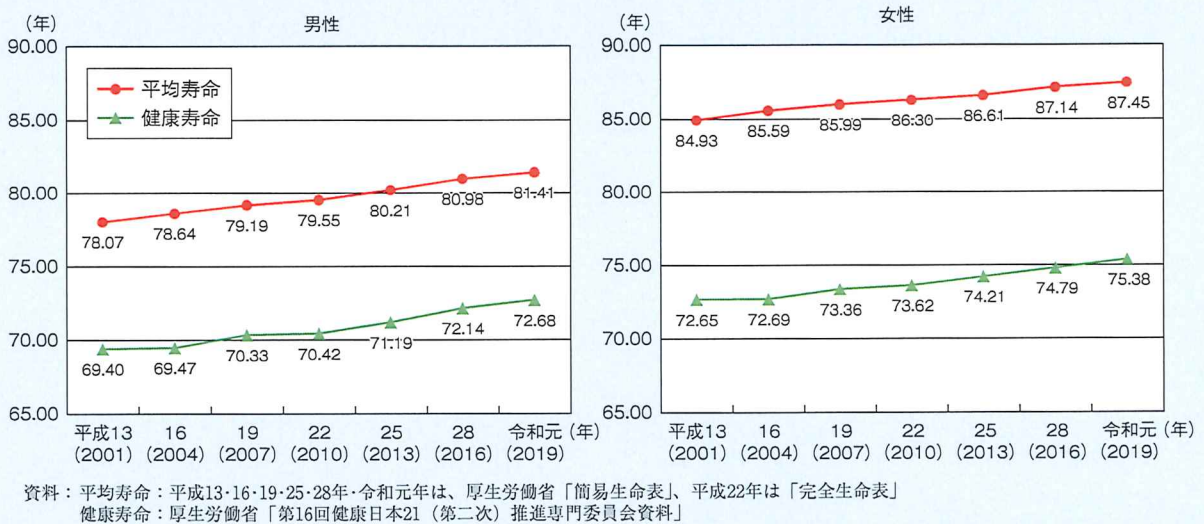
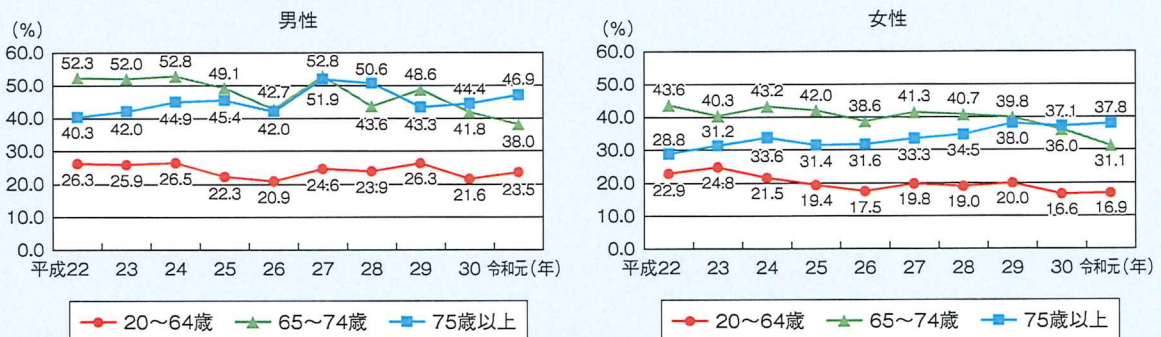
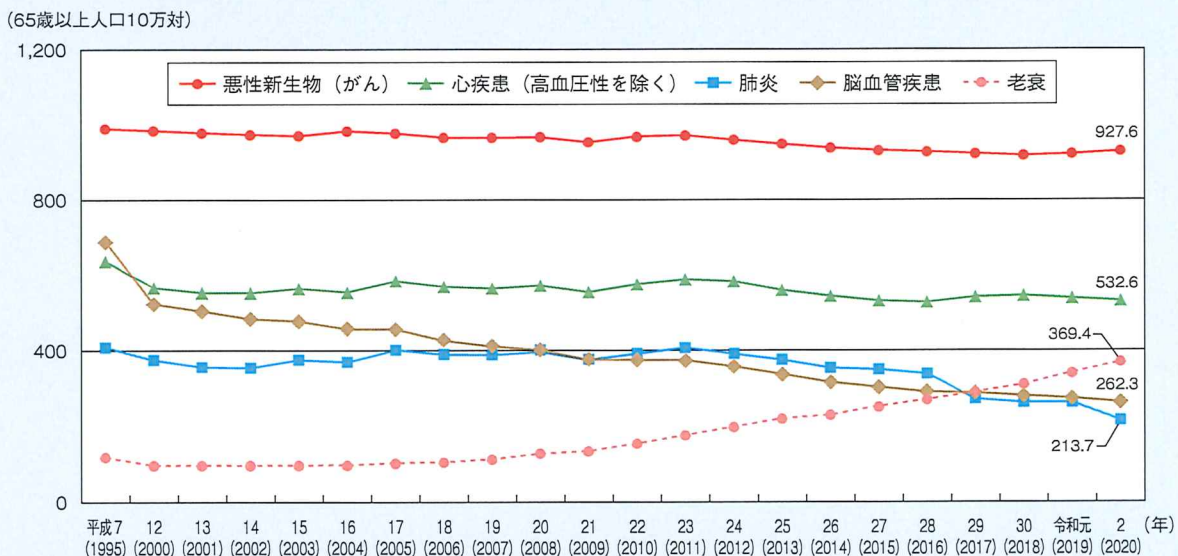


図1-2-2-3 65歳以上の運動習慣者の割合



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」
 (注1) 調査対象は、全国の20歳以上の男女
 (注2) 身体状況調査の問診において「医師等からの運動禁止の有無」に「無」と回答し、「運動習慣」の全ての質問に回答した者を集計対象とした。
 (注3) 「運動習慣者」とは、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続していると回答した者

図1-2-2-4 主な死因別死亡率の推移（65歳以上の者）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

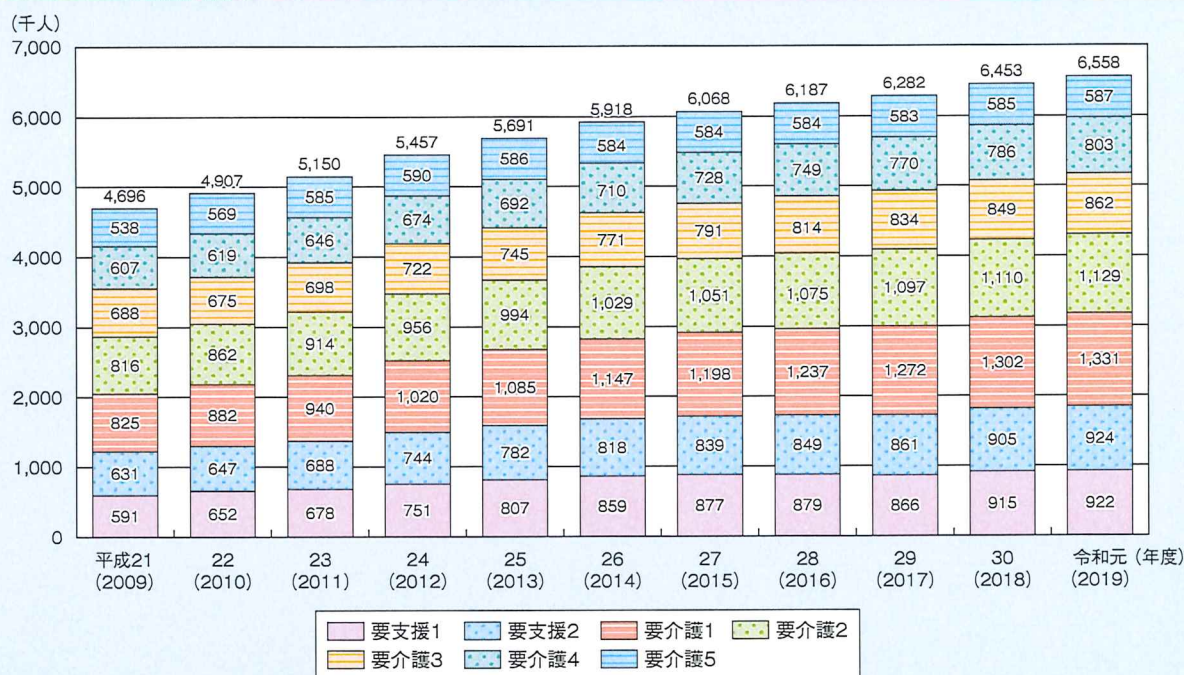
(2) 65歳以上の者の介護

ア 65歳以上の者の要介護者等数は増加しており、特に75歳以上で割合が高い

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人（以下「要介護者等」という。）は、

令和元年度で655.8万人となっており、平成21年度（469.6万人）から186.2万人増加している（図1-2-2-5）。また、要介護者等は、第1号被保険者の18.4%を占めている。

図1-2-2-5 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
 (注) 平成22(2010)年度は東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町）を除いて集計した値

また、65～74歳と75歳以上の被保険者について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた人の割合を見ると、65～74歳では1.4%、2.9%であるのに対して、75歳以上では8.8%、23.1%となっており、75歳以上になると要介護の認定を受ける人の割合が大きく上昇する（表1-2-2-6）。

表1-2-2-6 要介護認定の状況

単位：千人、（ ）内は%

65～74歳		75歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
234 (1.4)	493 (2.9)	1,613 (8.8)	4,219 (23.1)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和元年度）より算出
 (注1) 経過的要介護の者を除く。
 (注2) () 内は、65～74歳、75歳以上それぞれの被保険者に占める割合

要介護者等（総数）について、介護が必要になった主な原因について見ると、「認知症」が18.1%と最も多く、次いで、「脳血管疾患（脳卒中）」が15.0%、「高齢による衰弱」が13.3%、「骨折・転倒」が13.0%となっている。また、男女別に見ると、男性は「脳血管疾患（脳卒中）」が24.5%、女性は「認知症」が19.9%

と最も多くなっている（図1-2-2-7）。

イ 主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数存在

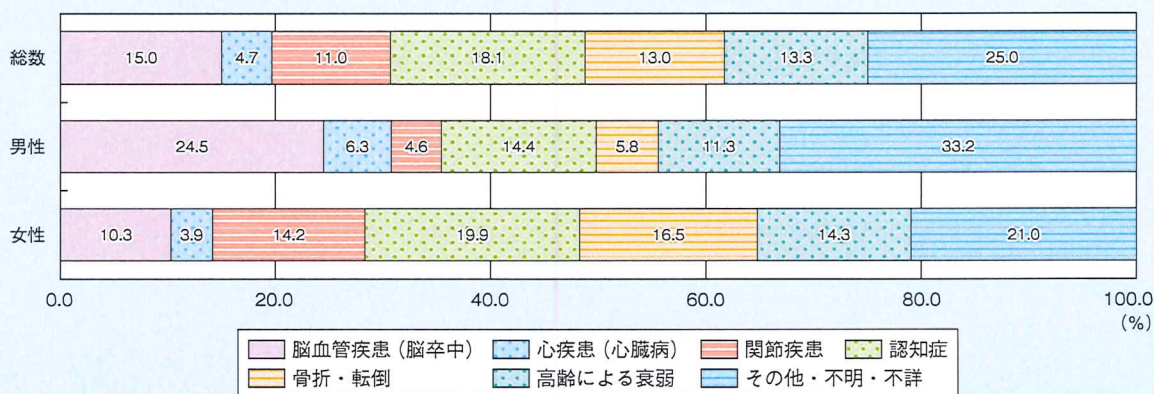
要介護者等から見た主な介護者の続柄を見ると、同居している人が54.4%となっている。その主な内訳を見ると、配偶者が23.8%、子が20.7%、子の配偶者が7.5%となっている。また、性別については、男性が35.0%、女性が65.0%と女性が多くなっている。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では72.4%、女性では73.8%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることが分かる（図1-2-2-8）。

ウ 要介護4では45.8%、要介護5では56.7%がほとんど終日介護を行っている

令和元年の同居している主な介護者が1日のうち介護に要している時間を見ると、「必要なきに手をかす程度」が47.9%と最も多い一方で、「ほとんど終日」も19.3%となっている。要介護度別に見ると、要支援1から要介護2ま

図1-2-2-7 65歳以上の要介護者等の性別に見た介護が必要となった主な原因



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）
 (注) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

第3期スポーツ基本計画 参考データ集

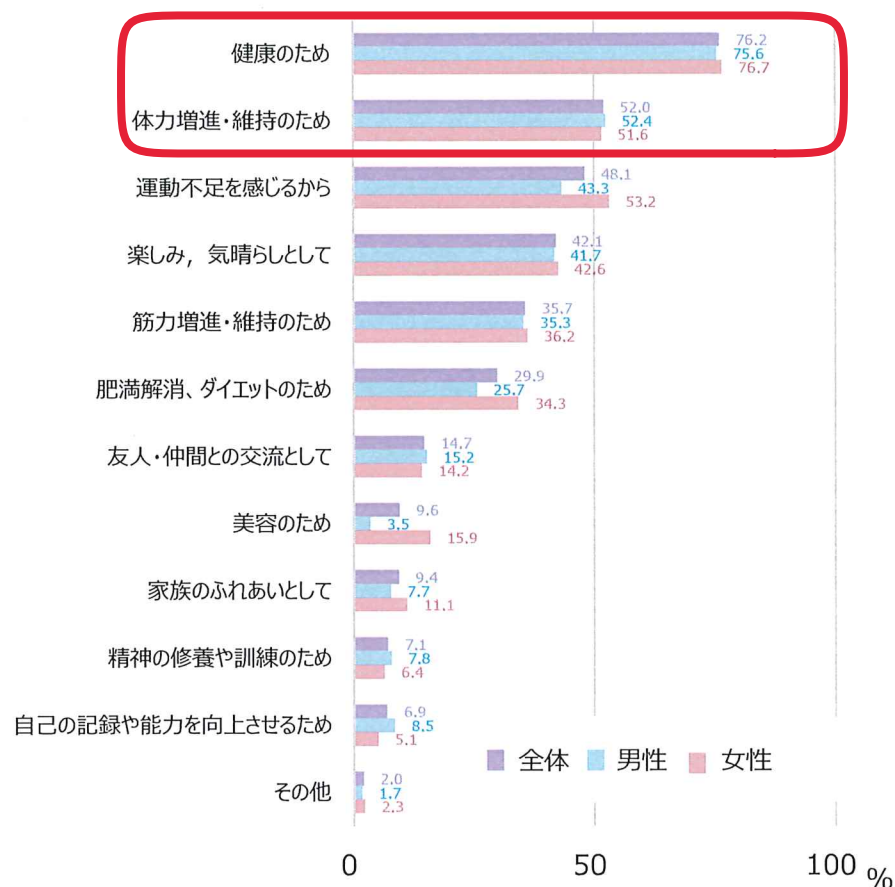
スポーツの実施要因・阻害要因

■ 第2部第3章(1) ①広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出

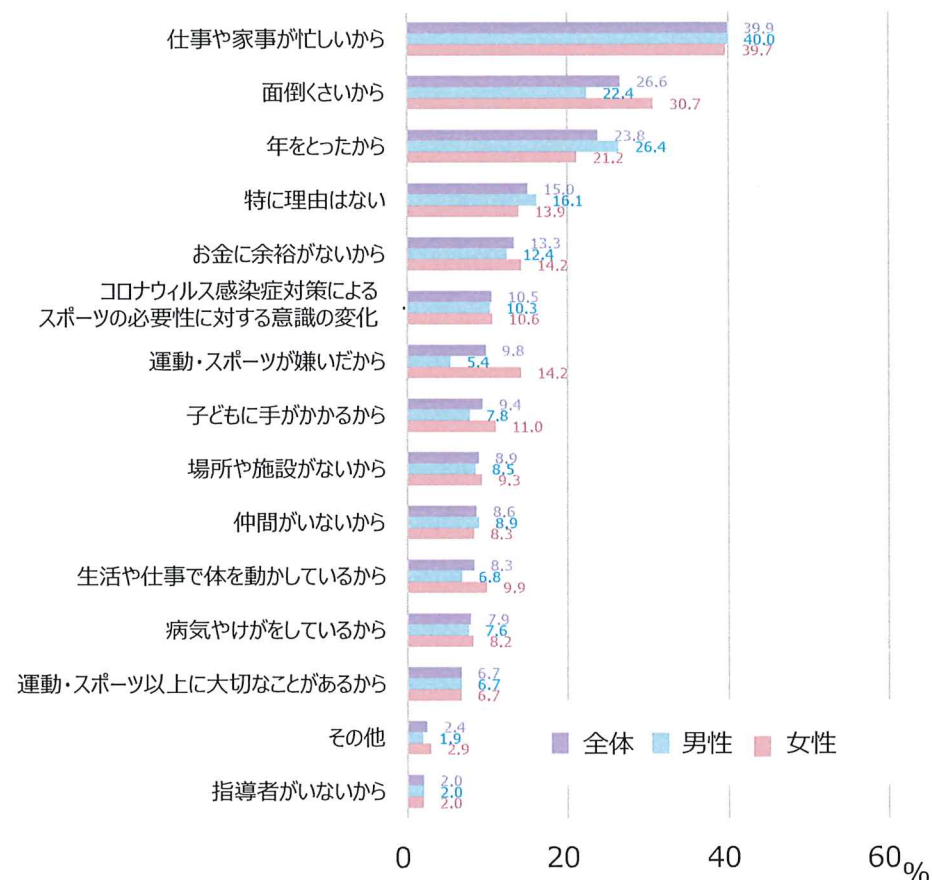
■ 第2部第3章(1) ③女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上

- 令和3年度の運動・スポーツを実施した理由は「健康のため」(76.2%)、「体力増進・維持のため」(52.0%)、「運動不足を感じるから」(48.1%)が続いている。
- スポーツの阻害要因は「仕事や家事が忙しいから」(39.9%)、「面倒くさいから」(26.6%)、「年をとったから」(23.8%)と続いている。

運動・スポーツを実施した理由



運動・スポーツを実施する頻度が減ったまたはこれ以上増やせない理由(複数回答可)

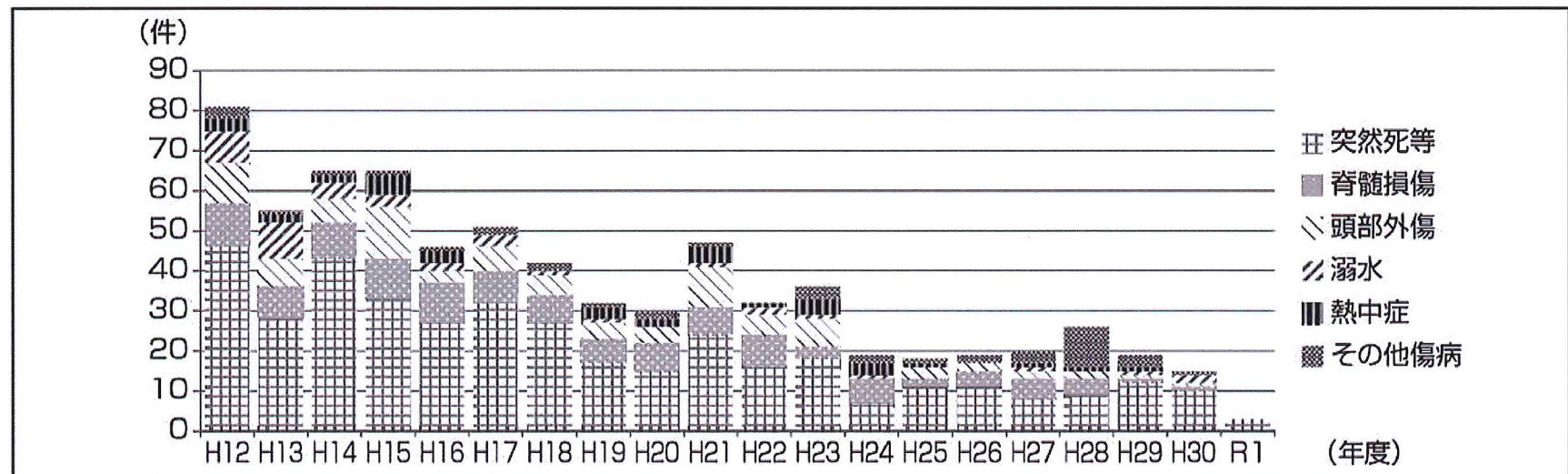


学校管理下における死亡事故・重障害事故の傾向

- 過去20年間に発生した体育活動中における事故の年次推移は以下のとおり。
- 減少傾向にあるものの、依然として一定程度発生している状況にある。

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	総計
突然死等	46	28	43	33	27	32	27	17	15	24	16	18	7	11	11	8	9	12	10	3	397
脊髄損傷	11	8	9	10	10	8	7	6	7	7	8	3	6	2	4	5	4	1	1	0	117
頭部外傷	10	7	6	13	3	6	5	4	4	10	5	7	0	3	2	2	2	1	1	0	91
溺水	8	9	4	3	2	3	1	1	0	1	2	1	1	0	0	1	0	1	2	0	40
熱中症	3	2	2	5	3	0	0	3	2	4	1	4	3	1	0	1	1	1	0	0	36
その他傷病	3	1	1	1	1	2	2	1	2	1	0	3	2	1	2	3	10	3	1	0	40
合計	81	55	65	65	46	51	42	32	30	47	32	36	19	18	19	20	26	19	15	3	721

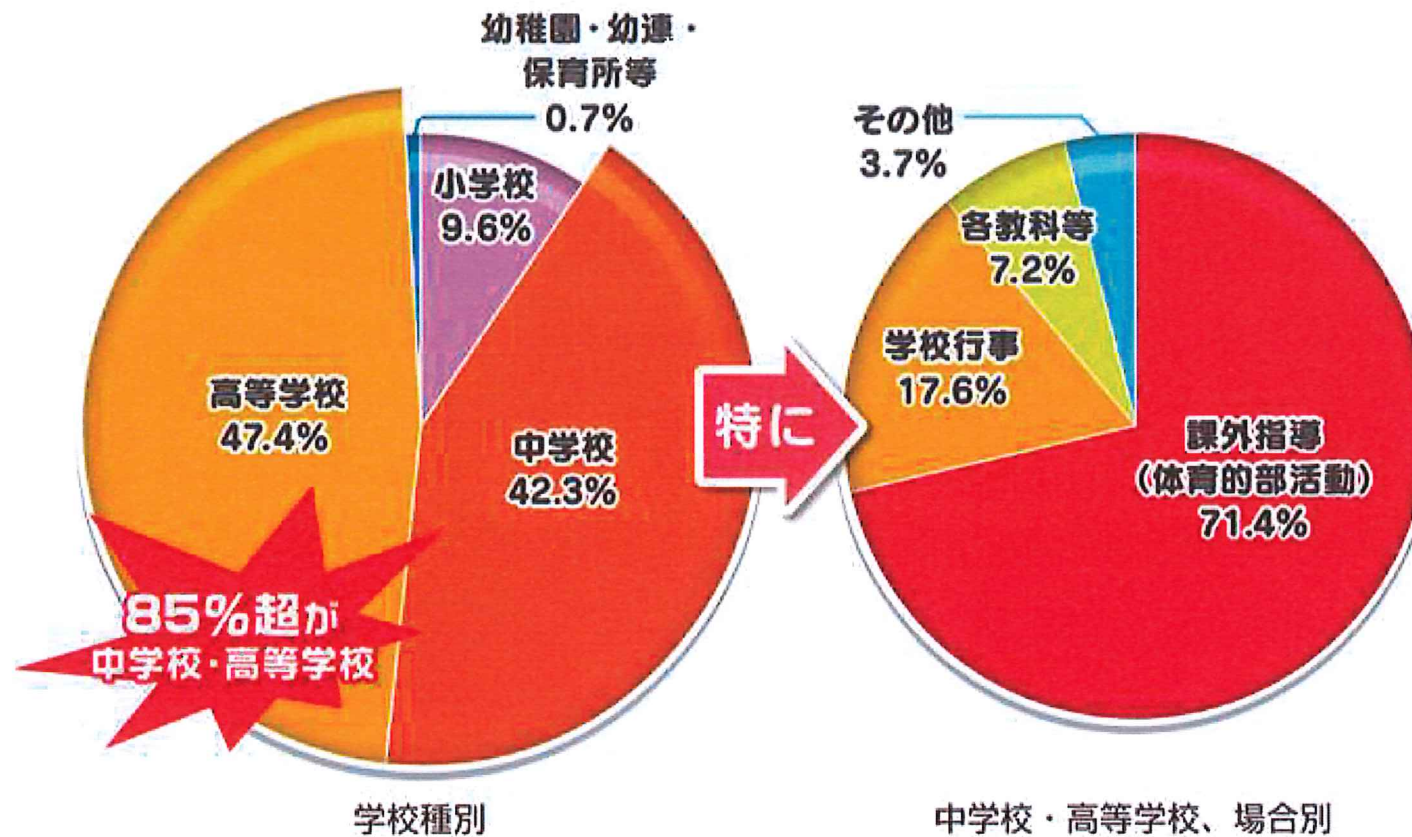
※「その他傷病」は「窒息(溺死以外)」「内臓損傷」等



『令和2年度学校における体育活動での事故防止対策推進事業成果報告書』より

学校管理下における熱中症の発生状況

- 学校における熱中症の発生状況は、中学校・高等学校で85%を超えており、その70%以上が運動部活動中である。



『学校の管理下の災害』医療費給付割合より

健康運動指導士とは

1. 健康運動指導士とは

個々人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行う者

健康運動指導士とは、保健医療関係者と連携しつつ安全で効果的な運動を実施するための運動プログラム作成及び実践指導計画の調整等を行う役割を担う者をいいます。

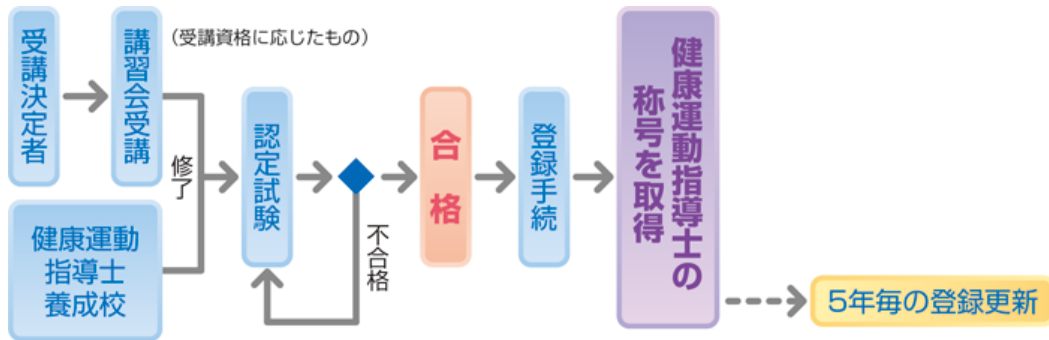
この健康運動指導士の養成事業は、昭和63年から厚生大臣の認定事業として、生涯を通じた国民の健康づくりに寄与する目的で創設され、生活習慣病を予防し、健康水準を保持・増進する観点から大きく貢献してまいりました。平成18年度からは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団独自の事業として継続して実施しております。

今般の医療制度改革においては、生活習慣病予防が生涯を通じた個人の健康づくりだけでなく、中長期的な医療費適正化対策の柱の一つとして位置づけられており、今後展開される本格的な生活習慣病対策においては、一次予防に留まらず二次予防も含めた健康づくりのための運動を指導する専門家の必要性が増しており、とくに平成20年度から実施の特定健診・特定保健指導において運動・身体活動支援を担うことについて、健康運動指導士への期待がますます高まっているところです。

公益財団法人健康・体力づくり事業財団としては、平成19年度に健康運動指導士の養成カリキュラム、資格取得方法等に至るまで大幅な見直しを行なったことを踏まえ、ハイリスク者も対象にした安全で効果的な運動指導を行なうことのできる専門家を目指す上で健康運動指導士をまず取得すべき標準的な資格であると位置付け、質の高い人材の養成、確保を積極的に図っているところです。

2. 健康運動指導士の称号は、このようにして取得します。

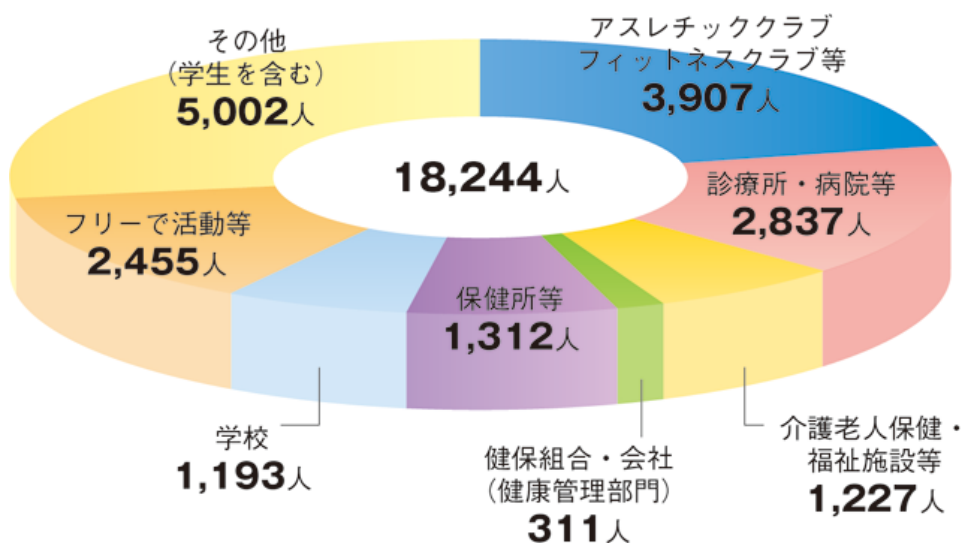
健康運動指導士の称号を取得するには、次図のように、健康運動指導士養成講習会を受講するか、又は、健康運動指導士養成校の養成講座を修了して、健康運動指導士認定試験に合格した上で、健康運動指導士台帳に登録されなければなりません(講習会、養成校の認定、認定試験、登録いずれも当財団が実施)。



3. 健康運動指導士は、このようなところで活躍しております。

令和4年12月1日現在、健康運動指導士として当財団に登録されている方は、全国で18,244人(女性11,594人、男性6,650人)おり、それらの方々の職場は、次グラフのとおりです。

最近では、病院、老人福祉施設、介護保険施設や介護予防事業等で活躍している方の増加が目立っております。



健康運動指導士養成校のご紹介

部活動指導員の制度化 (H29.4.1施行)

学校教育法施行規則

第七十八条の二

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※ 義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

任用に当たっての体制整備

規則等の策定

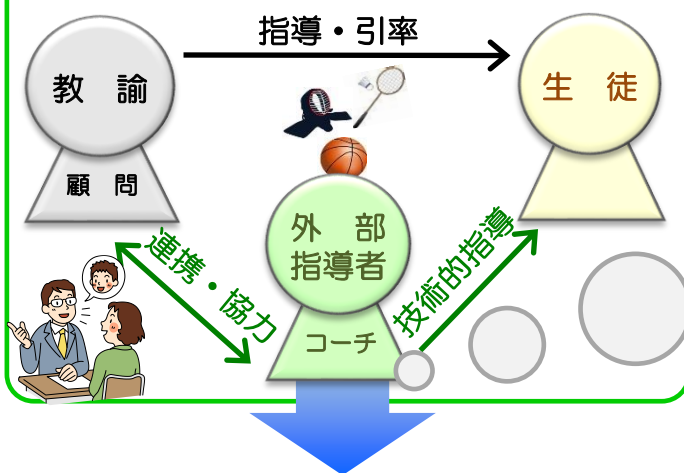
学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

研修の実施

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

外部指導者の活用（従来）

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の任用

<職務>

- ✓ 実技指導
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ✓ 用具・施設の点検・管理
- ✓ 部活動の管理運営(会計管理等)
- ✓ 保護者等への連絡
- ✓ 年間・月間指導計画の作成
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応等

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 部活動指導員が顧問



ケース2 部活動指導員及び教諭が顧問



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン

令和4年12月

スポーツ庁

文化庁



ーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

【地域スポーツ団体等】

ア 市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団¹³、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

イ 都道府県及び市区町村並びに JSPO をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

【地域文化芸術団体等】

市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の

¹³ JSPO においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市区町村が運営団体となることも想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

【地域スポーツクラブ活動】

ア 都道府県及び市区町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ JSPO は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指すような制度設計に取り組む。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 公益財団法人日本パラスポーツ協会及び各競技団体は、障害者スポーツ指導資格の取得を促進するとともに、研修機会を充実する。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等

と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

オ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。都道府県や市区町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

【地域文化クラブ活動】

ア 都道府県及び市区町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

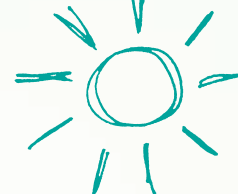
イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、都道府県や市区町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I2(1)に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。都道府県及び市区町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I2(1)に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。



第3次周南市 健康づくり計画

(第3次周南市食育推進計画・周南市自殺対策計画)

令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

令和2(2020)年3月

周南市



第2章

周南市の現状

2 平均寿命と健康寿命

ここで言う健康寿命とは「日常生活動作が自立している期間の平均」のことで、平均寿命から介護が必要になる（介護保険の要介護度 2～5）期間を差し引いた寿命のことです。

本市の平成 27 年の健康寿命は、男性で 79.3 歳、女性で 83.8 歳となっており、平均寿命と同様、女性の方が高くなっています。しかし、支援や介護が必要となる期間は、男性の 1.1 年に対し女性は 2.8 年と長くなっています。

なお、山口県の平均値と比較すると、男女ともに健康寿命は県平均と同水準ですが、支援や介護が必要となる期間は男女ともやや短くなっています。

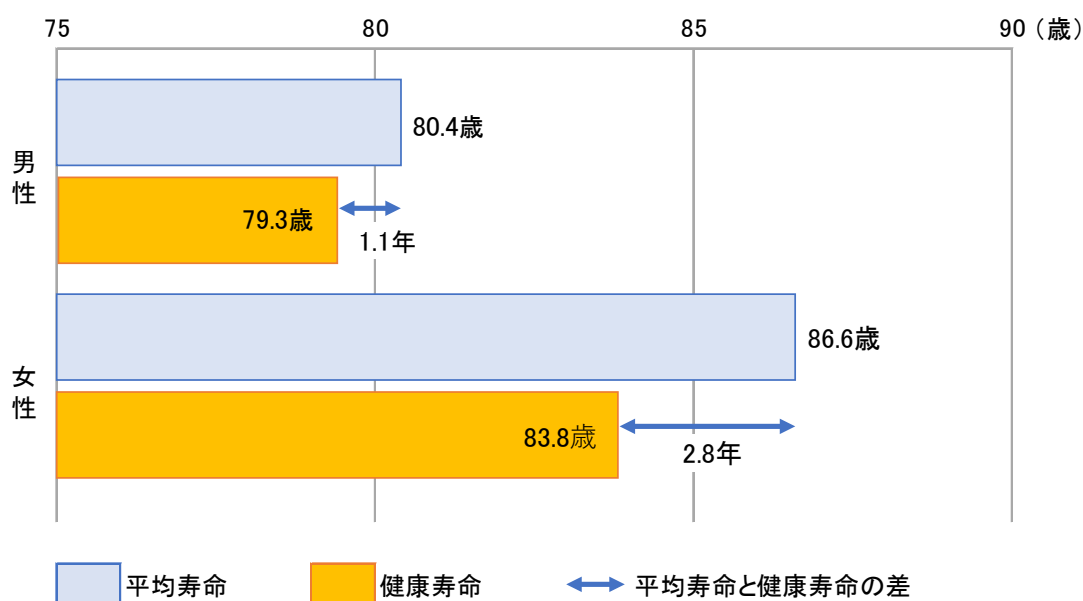
平均寿命と健康寿命

(単位:歳、年)

項目	区分	男性		女性	
		平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
平均寿命 (①)	周南市	78.9	80.4	86.0	86.6
	山口県	79.0	80.5	86.1	86.9
健康寿命 (②)	周南市	77.6	79.3	83.0	83.8
	山口県	77.7	79.2	83.0	83.8
支援や介護が 必要となる期間 (①-②)	周南市	1.3	1.1	3.0	2.8
	山口県	1.3	1.3	3.1	3.1

資料: 平均寿命は厚生労働省生命表、健康寿命は山口県健康福祉部健康増進課調べ

■周南市の平均寿命と健康寿命（平成 27 年）





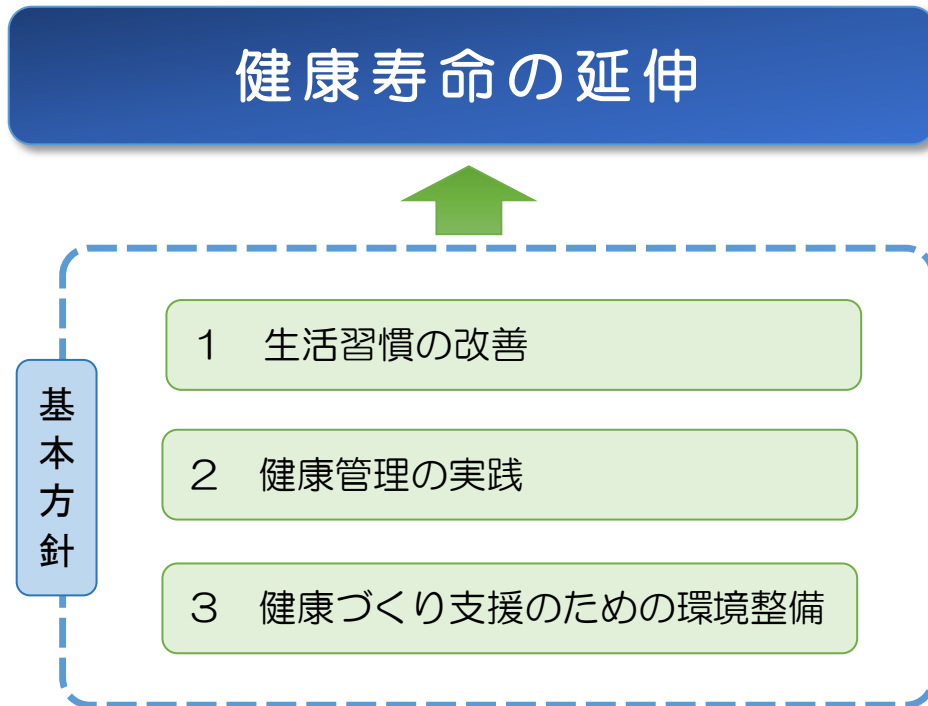
第3章

健康づくりの目標と取組 (健康づくり計画)

1 健康づくりの基本的な考え方

(1) 健康づくり計画の目標と基本方針

【健康づくり計画がめざすもの】



前計画期間中の取組により、市民の健康意識が着実に高まりつつある一方で、前計画策定時に抽出された本市の健康課題の多くは、現在も残っています。本計画においても、引き続き「ヘルスプロモーション」の考え方に基づき、これら健康課題の解消を図り、健康寿命の延伸の実現をめざします。

本市では、前計画期間中、企業、事業所、関係団体等と連携し、いつでも、どこでも、だれでも気軽に取り組める健康づくり「しゅうなんスマートライフチャレンジ」に取り組み、一定の成果を上げることができました。具体的なチャレンジメニューは、社会の情勢変化等に伴い、必要に応じて見直すこととなりますが、本計画期間中においても、この取組を本市における健康づくりの主要事業と位置づけ、継続することとします。

なお、現状と課題の整理及びそれに対する具体的な取組の設定にあたっては、健康づくりの6つの分野（①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③こころの健康と休養 ④歯・口腔 ⑤たばこ・飲酒 ⑥健康管理）ごとに整理し、生涯を通じた健康づくりを支援します。

(2) 健康づくり計画の体系



※しゅうなんスマートライフチャレンジとは、国が推進する健康寿命を延ばす国民運動「スマートライフプロジェクト」の一環として、市民が自発的かつ積極的に健康の維持増進に取り組めることを目的とし、地域、企業、関係団体等と連携して進める「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に取り組める健康づくりチャレンジです。

(2) 目標

- ◆ 日々の生活の中で意識的に身体を動かそう
- ◆ 自分に合った運動を見つけ、続けよう
- ◆ 積極的に外に出よう

◆日々の生活の中で意識的に身体を動かそう

運動は心臓や肺の機能を高め、筋肉や骨を強くします。また、継続的な運動の実施は肥満の予防、善玉コレステロールの増加など生活習慣病の予防や、ストレス解消にも大きな効果があります。

運動習慣を持たない人も、通勤・通学時の歩行や家事など、日常生活の中での活動量を意識的に増やすことを心がけましょう。

◆自分に合った運動を見つけ、続けよう

「運動」と聞くだけで「激しいランニングやスポーツをしないといけない」というイメージを持ってしまいがちですが、必ずしも激しい運動をする必要はありません。必要なのは、身体を鍛えるトレーニングではなく、自分の健康を維持増進する程度の運動です。ウォーキングやストレッチなど簡単な運動でよく、大切なのは無理せず継続的な運動を心がけることです。自分に合った運動を見つけて、週末などの余暇時間に取り入れましょう。

◆積極的に外に出よう

外に出ることは身体を動かすことにつながります。子どもの時から外遊びの習慣を身につけ、生涯を通して積極的に外に出るよう努めましょう。

特に、高齢者の閉じこもりは、身体的生活機能だけでなく、精神的・社会的な生活機能の低下を招きます。介護予防の観点からも積極的に短時間でも外出の機会を増やすことが重要です。

また、歩行速度が速い高齢者ほど生活機能を維持しやすく余命も長いことが知られています。日頃から積極的に歩くことで、ロコモティブシンドロームを予防しましょう。

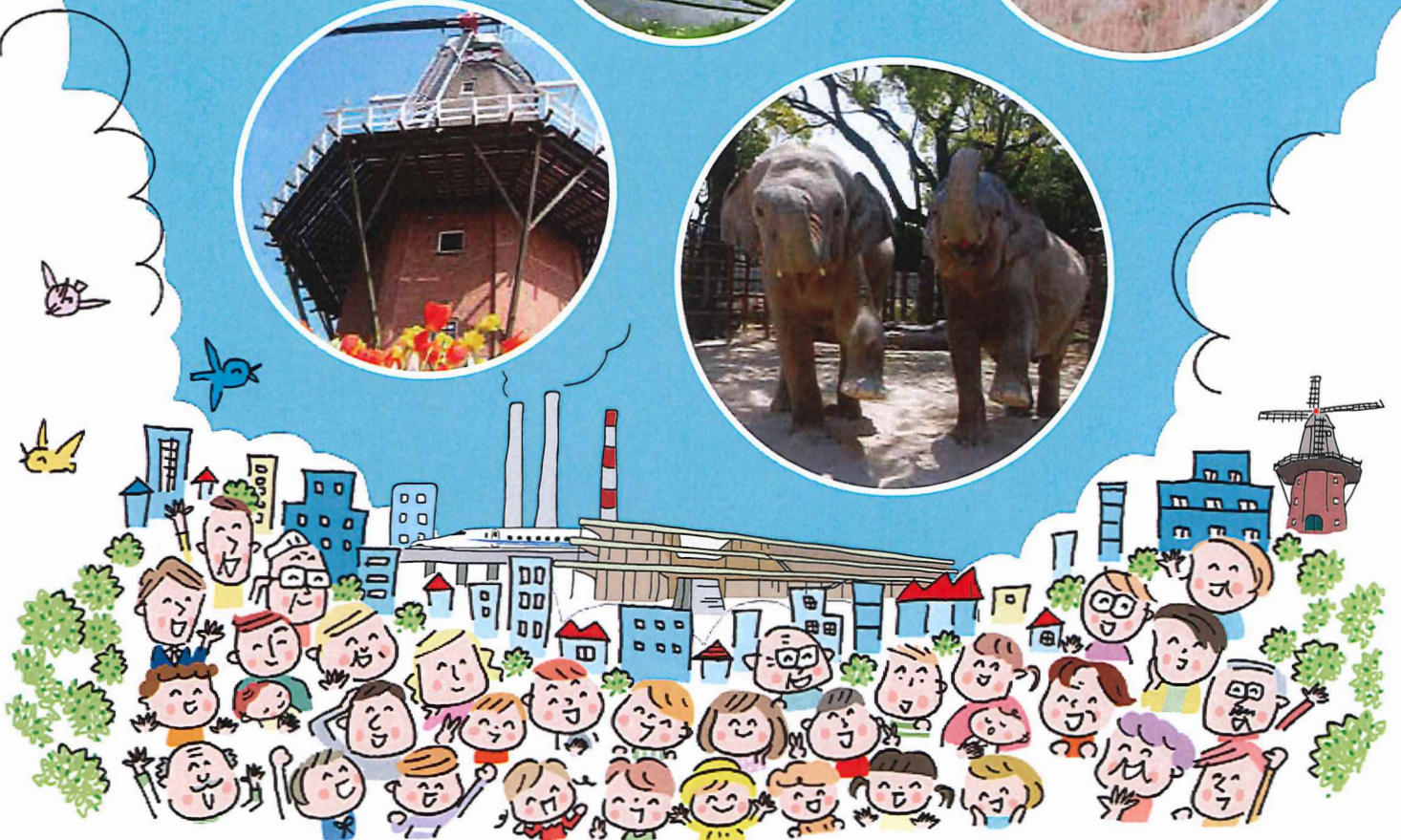
第2次

周南市

まちづくり 総合計画

しゅうなん共創共生プラン

後期基本計画



5-4 健康づくりの推進

基本方向(施策方針)

市民一人ひとりの主体的な生活習慣改善への取組の推進や、関係機関との連携により、健康寿命の延伸を目指します。

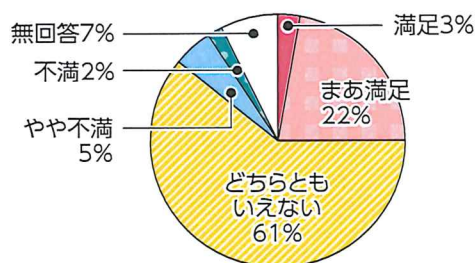
これまでの主な取組・成果

◇実施した主要施策・事業等

- 健康寿命の延伸を目的として、「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を実施し、平成30(2018)年度は、協賛事業者134の登録と4,980人の参加がありました。
- 歯と口腔の健康づくりを推進するため「周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例」を制定しました。
- 「第2次周南市食育推進計画」に基づき、関係機関との連携により、食育を推進してきました。第2次計画の評価では、栄養バランスに配慮した小中学生の割合が増加しました。
- 各種がん検診・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診を実施しました。また、がん検診と特定健康診査の受診券を一体化し、受診しやすい体制整備に取り組みました。
- 心の健康づくりの一環として、ゲートキーパー研修会を開催し、延べ875人の参加がありました。
- BCG・4種混合・日本脳炎・高齢者のインフルエンザなどの定期予防接種、風しんワクチン接種費用の一部助成を行いました。

◇市民の意識

■健康づくり活動の推進



現状と課題

- 市民が生涯にわたり健康に過ごすために、自発的かつ積極的な健康づくりの取組として「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を推進し、健康寿命の延伸に努めました。今後も、生活習慣病の予防等の取組を継続していく必要があります。
- 食育では、「野菜を食べる人の割合が少ない」「よく噛んで食べる人の割合が少ない」などの課題があり、継続して推進する必要があります。
- 特定健康診査・がん検診の内容や検診体制を見直しましたが、受診者数は伸び悩んでいます。
- 心の健康づくりでは、ゲートキーパーの役割を担える人材を増やすため、ゲートキーパー研修会を実施しました。今後も、ゲートキーパー

研修会の参加者を増やし、正しい知識の普及が必要です。

- 感染症の発症予防のため、予防接種の高い接種率を維持することが必要です。

推進施策の展開

◇健康寿命を延ばす健康づくりの推進

- 「第3次周南市健康づくり計画」に基づき、だれでも気軽に実践できる生活習慣病予防をはじめとする健康づくりを地域全体に推進します。
- 食育に関する普及啓発に努めるとともに、庁内関係課及び民間も含めた関係機関と連携しながら、ライフスタイルに応じた食育を推進します。
- 「周南市民の健康を支える歯と口腔に関する条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりを推進します。

◇特定健康診査・がん検診の推進

- 特定健康診査・がん検診の周知とともに、関係機関との連携を強化します。

◇自殺対策の推進

- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため「周南市自殺対策計画」に基づきゲートキーパー研修等、正しい知識の普及啓発を行います。

◇感染症対策の充実

- 感染症発症予防のため、定期予防接種の接種率維持・向上を図ります。

主な指標

主な指標	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
特定健康診査受診率 ※周南市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき設定	32.3%	60.0%

関連する個別計画

- 第3次周南市健康づくり計画
【計画期間：令和2～11年度】
- 周南市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画
【計画期間：平成30～令和5年度】
- 周南市国民健康保険第2期データヘルス計画
【計画期間：平成30～令和5年度】
- 第3次周南市地域福祉計画
【計画期間：平成28～令和2年度】



運動講座の様子

令和3年度 周南市教育委員会の重点施策について

教育部

所属課	事業名	令和3年度 予算額及び財源内訳 ※():前年度当初予算額 単位:千円	事業目的及び事業概要	令和3年度実施事業の内容									
学校教育課	⑫部活動指導員配置事業 《新規》	現計予算額 2,641 (0) <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">財源</td> <td>国県</td> <td>1,404</td> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,000</td> <td>一財</td> <td>237</td> </tr> </table> *「その他」の財源は「子ども未来夢基金」より全額充当	財源	国県	1,404	地方債		その他	1,000	一財	237	専門的知識・技術を有する外部指導者による指導により、生徒の技術向上等、部活動の充実を図ります。教員の部活動指導に係る負担軽減により、生徒指導等、教育環境の充実を図ります。 《全体事業計画》 事業期間 令和3年度～毎年度実施 概算事業費 2,641千円	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校の部活動において、生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技術を有する外部指導員を6名配置 ●教員の部活動指導に係る負担を軽減し、生徒指導や授業準備等、専門性を活かした業務の時間を確保
	財源	国県		1,404	地方債								
その他		1,000	一財	237									
⑬やまぐち部活動改革推進事業 《新規》	現計予算額 2,700 (0) <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">財源</td> <td>国県</td> <td>2,700</td> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>一財</td> <td></td> </tr> </table>	財源	国県	2,700	地方債		その他		一財		専門的知識・技術を有する外部指導者による指導により、生徒の技術向上等、部活動の充実を図ります。教員の部活動指導に係る負担軽減を図ります。 《全体事業計画》 事業期間 令和3年度 概算事業費 2,700千円	<ul style="list-style-type: none"> ●国が進める、休日(土・日・祝日)の部活動に係る地域スポーツ・文化活動への段階的移行を踏まえ、中学校1校において地域指導者6名を配置し、実践研究を実施 ●教員の休日の部活動指導に係る負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方を推進 	
財源	国県		2,700	地方債									
	その他		一財										
学校給食課	⑭学校給食管理運営事業 《継続》	現計予算額 604,548 (599,253) <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">財源</td> <td>国県</td> <td></td> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,635</td> <td>一財</td> <td>602,913</td> </tr> </table> *「その他」の財源のうち1,300千円は「子ども未来夢基金」から充当	財源	国県		地方債		その他	1,635	一財	602,913	各学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心安全でおいしい学校給食を安定供給します。 《全体事業計画》 事業期間:毎年度実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市内6か所の学校給食センターの管理運営 ●新南陽学校給食センターにおいて、PFI事業者が行う運営・維持管理業務のモニタリングを実施
	財源	国県			地方債								
その他		1,635	一財	602,913									
⑮学校給食センター解体事業 《継続》	現計予算額 112,707 (5,923) <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">財源</td> <td>国県</td> <td></td> <td>地方債</td> <td>96,900</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>一財</td> <td>15,807</td> </tr> </table>	財源	国県		地方債	96,900	その他		一財	15,807	新たに新南陽学校給食センターを設置したことに伴い、既存の2センター(徳山西、新南陽)を解体・除去し、その後の土地売却・転用等により、跡地の有効活用を図ります。 《全体事業計画》 事業期間:令和2年度～令和5年度 概算事業費:257,386千円	<ul style="list-style-type: none"> ●旧徳山西学校給食センターを解体 (1) 解体工事 (2) 解体前の廃棄物処理、工損調査 	
財源	国県			地方債	96,900								
	その他		一財	15,807									

3. 部活動指導員配置事業・やまぐち部活動改革推進事業

【部活動指導員配置事業（予算額：2,641千円）】

- 1人ひとりの生徒の能力に応じた適切な練習法の導入等、部活動の質的向上を図るため、専門的知識・技能を有する外部人材6名を部活動指導員として中学校に配置。
- 教員の部活動指導に係る負担軽減等、持続可能な部活動運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

【やまぐち部活動改革推進事業（予算額：2,700千円）】

- 令和5（2023）年以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材や運営団体の確保、費用負担の在り方等の課題や成果を整理・検証するため、拠点校（秋月中学校）において実践研究を実施。
- 教員の部活動指導に係る負担軽減等、持続可能な地域スポーツ・文化活動組織体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

	部活動指導員配置事業	やまぐち部活動改革推進事業
配置校	秋月中（4部活）、岐陽中（1部活）、富田中（1部活）	秋月中（6部活） 男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、 軟式野球部、卓球部、女子バレーボール部、吹奏楽部
身分	市会計年度任用職員として任用された学校職員	地域のスポーツ・文化活動の指導者
事業内容	主に平日の部活動において、顧問教諭と連携して指導にあたり、必要に応じて、休日の指導や大会等へも引率指導にあたる。	休日の部活動を地域部活動とみなし、地域部活動の指導者として指導。
勤務（指導）時間	原則として1日に2時間程度、1週間あたり7時間以内とし、年間245時間を上限。	土・日又は祝日については原則3時間以内、1週間あたり1日を基本とし、年間43日を上限。
大会・練習試合等の引率	山口県中学校体育連盟の大会等公式戦にも引率可。	山口県中学校体育連盟の大会等、学校教育の部活動として参加する大会等には参加できない。練習試合や教会等、地域のクラブチーム等で参加できるものは参加可。